

# 平成 26 年度遠野市一般会計決算における 市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費について

消費税率(国・地方)が、平成 26 年 4 月 1 日から 5%から 8%へ引き上げられたことに伴い、消費税込(現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、社会保障財源化することとされており、地方団体においても、地方消費税込の引上げ分を全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

以上の趣旨を踏まえ、平成 26 年度遠野市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況について、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 市町村交付金(社会保障財源化分)

地方消費税率引上げに伴い県から交付を受ける額(見込み) **51,268 千円**

### 2 地方消費税込の引上げ分に係る社会保障施策に要する経費への充当

市町村交付金(社会保障財源化分) **51,268 千円**について、社会福祉経費に **17,668 千円**、社会保険経費に **20,000 千円**、保健衛生経費に **13,600 千円**を充当しました。

### 3 根拠法令

地方税法 第 72 条の 116 第 2 項

## 【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

施策区分	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他	
社会福祉	児童福祉事業	1,321,044	782,390		104,022	10,668	423,964
	高齢者福祉事業	168,946	1,478		24,547	6,300	136,621
	障害者福祉	789,524	537,853		12,688	700	238,283
	(小計)	2,279,514	1,321,721		141,257	<b>17,668</b>	798,868
社会保険		498,020	85,244			<b>20,000</b>	392,776
保健衛生	医療に関する施策	36,181	2,075		77	7,300	26,729
	感染症その他の疾病予防対策	56,937	2,193			600	54,144
	健康増進対策	78,572	4,850		10,444	5,700	57,578
	(小計)	171,690	9,118		10,521	<b>13,600</b>	138,451
計		2,949,224	1,416,083		151,778	<b>51,268</b>	1,330,095

(参考)

## ◎消費税率引上げ

現役世代が享受する社会保障給付の負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難。社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税について平成26年4月に8%、平成29年4月に10%へと、段階的に地方分を合わせた税率の引上げを行う。

その際、国分の消費税収について法律上全額社会保障目的税化するなど、消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

適用開始日 区分	これまで (~平成26年3月31日)	現行 (平成26年4月1日~)	平成29年4月1日~
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税率の17/63)	2.2% (消費税率の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

## § 根拠法令

### ○地方税法 第72条の116第2項

第72条の116 (略)

2 市町村は、前条第2項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

### ○消費税法 第1条第2項

第1条 (略)

2 消費税の収入については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

## ◎社会保障施策に要する経費

社会保障4経費（①少子化対策、②医療制度、③介護保険制度、④公的年金制度）が含まれている。国の通知では、次のいずれかに関する施策と位置付けている。

(H26.1.24 付け総税都第2号 総務省自治税務局都道府県税課長

「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」→ 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策 …地方税法 第72条の106第2項に規定

## ◎市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策

### 1 基本的な考え方

人件費及び事務費を除いて、一般財源に充当する。

(1) H26 決算の事業一覧のうち、3款と4款から、社会保障施策に当てはまる事業費を選定する。

→ 社会保障施策

※ 人件費、事務費の事業は、対象外とする。

※ 市民に給付される趣旨の事業を中心に選定する。

(2) 一般財源のうち、交付税措置される可能性のあるものなどを除外するなどして、消費税交付金の2/12相当額（51,268千円）と合致させる。 → 消費税充当

### 2 充当事業

地方消費税率引上げに伴い県から交付を受ける額 51,268千円

H26 決算における  
地方消費税交付金  
307,608千円×2/12